

河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱

平成21年3月2日
土木部河川課
港湾空港課
砂防課
農林水産部農村整備課
農地整備課
森林整備課
漁港漁場整備課

(趣旨)

第1条 県の交付する河川等美化事業・草刈事業交付金（以下「交付金」という。）については、この要綱の定めるところによる。

(交付金交付の目的等)

第2条 県は、河川、海岸、港湾緑地、砂防施設、治山海岸施設、漁港施設の愛護意識の向上及び県民との協働の推進を図るため、美化活動草刈活動に要する経費の一部について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

2 交付金の交付の対象である事業の内容、交付金の額及び交付対象者は、次表のとおりとする。

交付金交付の対象である事業の内容	交付金の額	交付対象者
県管理の河川、海岸、港湾緑地、砂防施設、治山海岸施設及び漁港施設において認定された箇所に係る年間を通じた作業実績が全て他の助成を受けないボランティアにより行われる草刈等の活動	・1人活動時間あたり200円 (年間2回まで) ・その他草刈活動に必要な材料費等として認められる費用(上限10,000円まで)	「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)活動団体認定要領による河川、海岸、港湾施設、砂防施設、治山海岸施設、漁港施設の認定を受けた団体
県管理の河川、海岸、港湾緑地、砂防施設、治山海岸施設及び漁港施設において認定された箇所に係る年間を通じた作業実績が全て他の助成を受けないボランティアにより行われる清掃、植栽等の施設の美化に寄与する活動	ゴミ袋、軍手、苗、種、肥料、その他美化活動に必要な材料費(上限10,000円まで)	

(交付金の交付申請及び実績報告等)

第3条 交付金の交付を受けようとする者は、交付金交付申請及び実績報告書(別記様式1)を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付決定等)

第4条 知事は、前条の規定による申請が適正であると認めたときは、交付金の交付を決定し、交付金交付決定通知書(別記様式2)により申請者にその旨を通知するものとする。

(交付金の請求)

第5条 交付金の交付決定を受けた者は、交付金を請求書(別記様式3)により請求するものとする。

(交付金の交付)

第6条 知事は、前条の規定による請求があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(附則)

この要綱は平成21年4月1日から施行し、平成21年度交付金から適用する。

(附則)

この要綱は平成22年4月1日から施行し、平成22年度交付金から適用する。

(附則)

この要綱は平成27年4月1日から施行し、平成27年度交付金から適用する。